

○飯塚市歯周病検診事業実施要綱

令和2年4月6日

飯塚市告示第127号

改正 R5-104

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市が実施する歯周病検診事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内に住所を有する者で、実施年度に40歳、50歳、60歳、70歳に達するものとする。

(R5-104一改)

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(実施方法)

第4条 本事業は、一般社団法人飯塚歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)に委託して実施する。

2 歯周病検診は、歯科医師会の会員である医療機関において実施するものとする。

(実施回数)

第5条 歯周病検診は、同一人につき、1年度当たり1回行うものとする。

(検診項目)

第6条 歯周病検診の検診項目は、次に掲げる項目とする。

(1) 問診

(2) 口腔内検査

(3) 歯科保健指導

2 前項各号に掲げるもののほか、検診の項目に関しては、市と歯科医師会が協議の上、設定する。

(費用負担)

第7条 歯周病検診の受診者が負担する費用は、無料とする。

(委託料)

第8条 本事業の委託料は、市と歯科医師会との協議の上、定めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 市及び歯科医師会は、本事業に係る個人情報の適正な取扱いについて、法令等の規定により必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に努めなければな

らない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、本事業に実施に関し必要な事項は、市と歯科医師会との協議の上、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月30日 告示第104号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。